

議第一号

徳島県消防防災人材の育成の推進に関する条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年三月六日

提出者 全議員

徳島県議会議長 森田正博 殿

徳島県消防防災人材の育成の推進に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、消防団員をはじめとする地域における防災活動の担い手を持続的に確保することが困難となつていることに鑑み、消防防災人材の育成に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、消防防災人材の育成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域の多様な主体が将来にわたつて積極的に防災活動に参加し、地域防災力の強化が図られることを目指して、消防防災人材の育成を推進し、もつて南海トラフを震源とする巨大地震をはじめとする震災、風水害、火災等の災害から県民の生命、身体及び財産を保護することに寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消防防災人材 消防団をはじめ、自主防災組織、女性防火クラブ若しくは少年消防クラブに参加し、又はこれらの組織の活動に協力する等地域における防災活動を積極的に推進する者をいう。
- 二 自主防災組織 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。
- 三 女性防火クラブ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第一百十号。以下「法」という。）第十八条に規定する女性防火クラブをいう。
- 四 少年消防クラブ 法第十八条に規定する少年消防クラブをいう。
- 五 地域防災力 法第二条に規定する地域防災力をいう。

（基本理念）

第三条 消防防災人材の育成は、全ての県民が、各自の状況に応じた自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう。）及び共助（地域の住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。）の理念に基づく防災活動ができることを目指して行われなければならない。

- 2 消防防災人材の育成は、県民が幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう行われなければならない。
- 3 消防防災人材の育成は、県民が協力して自らの地域を自らで守る消防団の活動への理解及び協力の促進を図ることを旨として行われなければならない。
- 4 消防防災人材の育成は、災害が発生した場合に地域で即時に対応することのできる消防機関である消防団と連携し、及び協力して行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、消防防災人材の育成に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民、自主防災組織、学校、事業者その他の関係者が実施する消防防災人材の育成に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他必要な支援を実施

するものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、消防防災人材の育成が地域防災力の維持及び向上に寄与することについて理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する消防防災人材の育成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、自らが地域における防災活動の担い手であることを自覚し、各自の状況に応じ、地域防災力の向上に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、災害時において自らと家族の生命を守り、その被害を最小化し、被災後の生活を安定させることを目指して、家族継続計画（生活物資の備蓄、家具の固定等の家庭における防災対策、避難路の確認、家族との連絡方法その他災害時の対応についてあらかじめ定めたものをいう。）を作成するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、その従業員の消防団員としての活動が円滑に行われるよう配慮に努めるものとする。

2 事業者は、消防団員又は自主防災組織に所属する者（以下「消防団員等」という。）である従業員の知識及び経験を当該事業所の防火対策及び防災対策に活用するよう努めるものとする。

3 事業者は、消防団員等の活動への資機材及び訓練場の提供その他の協力を努めるものとする。

4 事業者は、地域の防災訓練への参加に努めるものとする。

(県の施策)

第七条 県は、市町村その他の関係者と連携して、消防団の活動への理解及び協力を促進するとともに、消防団への加入の促進を支援するため、意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村が行う自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブその他の防災に関する組織への加入の促進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、市町村、学校その他の関係者が行う少年消防クラブの育成に関する取組を支援するため、情報の提供、技術的助言、交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第八条 県は、消防防災人材の育成に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

(学校における取組等)

第九条 県は、学校の設置者及び消防機関が連携して防火及び防災についての教育及び訓練を実施することを促進するため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、少年消防クラブの活動を防火及び防災についての教育及び訓練に生かすことを促進するため、学校の設置者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、大学等の学生が、防災活動に対する理解を深め、自主的に防災活動に参加する

ことを促進するため、大学等の設置者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、消防防災人材の育成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

消防団員をはじめとする地域における防災活動の担い手を持続的に確保することが困難となつていることに鑑み、消防防災人材の育成に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、消防防災人材の育成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域の多様な主体が将来にわたつて積極的に防災活動に参加し、地域防災力の強化が図られることを目指して、消防防災人材の育成を推進し、もつて南海トラフを震源とする巨大地震をはじめとする震災、風水害、火災等の災害から県民の生命、身体及び財産を保護することに寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第二号

徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百二十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年三月六日

提出者 全議員

徳島県議会議長 森田正博 殿

徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、インターネットの普及に伴い、その不適切な利用によって、青少年がいじめや犯罪の被害に遭い、又は他人に心身の苦痛をもたらす情報を発信するおそれが拡大していることに鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防止に関し、基本理念を定め、県、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策その他の必要な事項について定めることにより、青少年によるインターネットの適切な利用を推進し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に保護監督するものをいう。
- 三 インターネットを適切に活用する能力 主体的にインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力をいう。
- 四 有害情報 インターネットの利用により得られる情報であつて、その内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。
- 五 事業者 端末設備を公衆の利用に供する者、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者その他インターネットの利用に係る事業を行う者をいう。
- 六 フィルタリング インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。

（基本理念）

第三条 青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防止を図るための取組は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 青少年自らが、インターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう教育を行うこと。
- 二 青少年が有害情報の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）をする機会をできるだけ少なくすること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防

止を図るために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、その保護監督する青少年に端末設備を与える際には、その時期について慎重に判断するものとする。

2 保護者は、その保護監督する青少年のインターネットの利用状況について、日常の会話を通じて継続的に把握し、当該青少年に対してインターネットを適切に活用する能力に関する教育を行い、及び有害情報による当該青少年の被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 保護者は、その保護監督する青少年が端末設備によりインターネットを利用するに当たっては、当該青少年による有害情報の閲覧を防止するため、フィルタリングの機能を利用させるよう努めなければならない。

4 保護者は、前二項の措置を講ずるために必要な知識及び能力の習得に努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、県の施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）第十五条の二第二項及び第三項に定めるところにより、インターネットの利用環境の整備に努めなければならない。

(県の施策)

第七条 県は、青少年、保護者及び県民に対し、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防止を図るための知識の普及、情報及び学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、関係機関、事業者及びインターネットの利用に関係する活動を行う民間団体と連携し、社会教育及び家庭教育における青少年のインターネットを適切に活用する能力に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の取組)

第八条 青少年は、インターネットを適切に活用する能力の習得に努めるとともに、インターネットを利用するに際しては、有害情報の閲覧をすることなく、かつ、日常生活に著しい支障が生ずる程度に過度に利用しないよう努めなければならない。

(学校における教育の充実)

第九条 県は、県が設置する学校の児童及び生徒に対してインターネットを適切に活用する能力に関する教育を実施するとともに、有害情報による児童及び生徒の被害の防止を図るよう努めなければならない。

2 県は、学校における青少年のインターネットを適切に活用する能力に関する教育の充実を図るため、関係教員の資質の向上に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

インターネットの普及に伴い、その不適切な利用によって、青少年がいじめや犯罪の被害に遭い、又は他人に心身の苦痛をもたらす情報を発信するおそれが拡大していることに鑑み、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害情報による青少年の被害の防止に関し、基本理念を定め、県、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策その他の必要な事項について定めることにより、青少年によるインターネットの適切な利用を推進し、もって青少年の健全な育成を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年三月六日

提出者

杉本直樹 来代正文
川端正義 岡本富治
樫本孝 丸若祐二
嘉見博之 岩丸正史
黒崎章 白木春夫

徳島県議会議長

森田正博殿

徳島県議会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長が在職する場合においては、改正後の第四十七条第一項の規定は適用せず、改正前の第四十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

議第4号

治水上支障となる土砂除去に関する仕組みの構築を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年3月6日

提出者 全議員

徳島県議会議長 森田正博 殿

治水支障となる土砂除去に関する仕組みの構築を求める意見書

異常気象による台風の大型化やゲリラ豪雨の多発化に伴い、全国各地において、甚大な浸水被害が発生しており、徳島県においても、平成26年8月の台風11号及び12号により甚大な被害を受けたところである。

河川内に堆積した土砂は、流水を阻害し、流下能力の低下及び河床の上昇を招くことから、浸水被害を助長するものであり、その適切な除去は、災害予防の観点から非常に重要なものである。

このため、堆積した土砂や繁茂した立木、さらには、流木などの漂流漂着物については、河川管理者自らが維持管理の一環として除去するとともに、民間事業者が砂利採取により除去を行ってきたところである。

しかし、近年の厳しい地方財政の下、維持管理予算の確保は大きな課題となっており、一方で、公共工事の減少や、砂利採取における採算性の問題に加え、コンクリート用骨材が河川砂利から碎石に移行したことにより、砂利採取の需要も著しく減少しているのが現状である。

この状況を放置しておけば、土砂の堆積は進行し、洪水発生時には、浸水被害を拡大させることが危惧される。

よって、国においては、災害防止の観点から、河床の安定を恒久的に図るため、河川内に堆積し、治水支障となっている土砂を継続的に除去できる仕組みを構築されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員